

平成 26 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 光 通 信
代表者の役職氏名	代表取締役社長 玉村 剛史
問 い 合 わ せ 先	広 報 ・ I R 課
T E L	0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8

当社による株式会社京王ズホールディングス株式発行差止仮処分命令申立てに関するお知らせ

当社は、当社の出資先である株式会社京王ズホールディングス(本社:宮城県仙台市、代表取締役:横江 実、東証マザーズ 3731、以下「京王ズHD」といいます。)が平成26年2月28日付で決定いたしました株式会社ノジマ(以下「ノジマ」といいます。)に対する第三者割当増資による募集株式の発行(以下、「本第三者割当増資」といいます。)に関し、仙台地方裁判所に対して差止仮処分命令の申立てを行いましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 申立ての内容

当社は、平成 26 年 3 月 7 日付で、仙台地方裁判所に対し、本第三者割当増資(募集株式の発行)を差止める仮処分命令の申立てを行いました。

2. 差止め請求に至った経緯

当社は、平成 18 年 9 月、京王ズHDとの間で携帯電話販売事業について東北地域の最大の販路網を確立することを目的とした業務提携に関する基本合意に至り、当社子会社であるテレコムサービス株式会社を通じて京王ズ HD の子会社である株式会社京王ズコミュニケーションを二次代理店とする代理店契約に基づく取引を行ってまいりました。また、平成 20 年 1 月には京王ズHD株式 6,500 株を引き受ける等両社の資本関係を一層強化してきました。

京王ズHDから平成 26 年 2 月 28 日付で開示されました「株式会社ノジマとの業務資本提携及び第三者割当により発行される株式の募集並びに親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」によれば、京王ズHDの移動体通信店舗事業において、特定の上位代理店(ここでいう「上位代理店」が当社を指すことは明らかなです。)との間で代理店契約をめぐって法的に不安定な事業の状態(当社との取引関係の解消のおそれ)が続いていることを再三指摘した上で、取引を継続的に運営することが可能となる事業パートナーとの関係を構築することが危急的課題であるとされております。しかしながら、当社において京王ズHDとの代理店契約に係る取引を終了させる意向はなく、上記の京王ズHDの説明は、事実と反します。当社といたしましては、手数料条件を優遇する根拠となる業務提携に関する基本合意書が平成 22 年 6 月 30 日に終了し、京王ズHD(又はその子会社)を他の二次代理店より優遇する理由はなくなったことに加え、その後の京王ズHDの粉飾決算を踏まえ、手数料等の契約条件を適正なものとするべく、誠実に交渉中であると認識しております。

このように、当社といたしましては、京王ズHDが主張する本第三者割当増資の必要性・合理性の拠り所である当社との代理店契約の解消のおそれは事実として存在しないと考えており、本第三者割当増資は、現経営陣の保身を目的とするものであり、京王ズHDの既存株主においてその保有割合が半分以下に希薄化され、既存株主の利益を著しく害する行為であるとともに、京王ズHDの企業価値をも大きく毀損するおそれがある取引であると認識しております。

以上のような認識のもと、当社は、京王ズHDの筆頭株主として、平成 26 年3月7日、株主意思に反した著しく不公正な募集株式の発行による既存株主の利益の侵害及び京王ズHDの企業価値の毀損を阻止するため、本第三者割当増資の差止めを仙台地方裁判所に求めました。

以上